平成２４年第１２回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２４年第１２回大仙市教育委員会定例会を平成２４年１２月２１日(金)午後４時から大仙市立大曲図書館３階視聴覚室において開催した。

出席委員

１番委員　後　藤　眞　暎
２番委員　三　浦　憲　一
３番委員　鈴　木　直　樹
４番委員　佐々木　フミ子
５番委員　物　部　長　仁
６番委員　富　樫　佳　典

説明員

教育指導部長	小笠原　晃
生涯学習部長	佐　藤　裕　康
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育指導課長	千　田　寿　彦
教育研究所長	須　田　百合子
生涯学習課長	山　谷　喜　元
文化財保護課参事	細　川　良　隆
スポーツ振興課長	滝　沢　清　寿
学校給食総合センター所長	鈴　木　喜　一
総合図書館長	邑　山　兼　光
総合市民会館主幹	邑　山　千　秋
花館公民館長	竹　内　孝　悦
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	三　浦　廣　一
中仙公民館長	阿　部　利　美
協和公民館長	加　藤　恭　造
南外公民館長	髙　橋　公太郎
仙北公民館長	小　松　徹
太田公民館長	長　澤　猛

書記

教育総務課参事	大　河　洋　子
教育総務課主幹	田　口　広　龍

付議案件

(1)　議案第４１号　大仙市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

（総合図書館）

(2)　議案第４２号　大仙市総合民俗資料交流館管理運営規則の一部改正について

（文化財保護課）

物部委員長
（開会の挨拶）
（書記の指名）
（前回会議録を承認することについて、会議に諮り、承認された。）
次第３番の教育長報告に入らせていただきます。
三浦教育長、お願いします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
続きまして、先ほど教育長からお話のありました神岡中央公園の指定管理について、佐藤生涯学習部長から報告をお願いします。

生涯学習部長
先月の定例会でも上程されておりましたが、市長部局からの案件、教育部局からの案件という２本立ての議案提出ということで進行しておりました。前回の定例会では、施設等の地理的なところまでは説明しておりませんでした。この度、対象となっている施設は５００歳野球の開会式を行う神岡球場とその周辺のサッカー場、嶽温泉向かいの嶽ドームとそれに付随する公園とテニスコート、中川原球場と釣り公園、グラウンドゴルフ場等々このほかに、笹倉公園周辺一体を指定管理者にお願いしておりました。この中で、当教育委員会が管轄している施設は、スポーツ施設である神岡球場、中川原球場、嶽ドーム、テニスコート、グラウンドゴルフ場でありまして、これ以外の公園、施設等につきましては、建設部の所管となっているものでございます。今回、教育福祉常任委員会においては、素晴らしい取組であるが、市の関わり方はどうなるのか、まだ実績のない団体に任せるのは不安だというような、様々な御意見と御質問がありましたが、お陰様で御承認いただきました。
同じように、建設水道常任委員会でも同様の委員会を開催し上程されたところであります。その中では、地元の団体が手を挙げたのだから、市が応援しながら任せてみてはどうかとの意見も出たようですが、スポーツ施設を任せるのはまだ理解できるが、実績のないＮＰＯ法人に動物のいる公園等を任せるのは難しいのではないかとの意見が多く、３対２で否決となったものであります。最終的に、１２月１８日の本議会においても否決となりまして、今回の新聞報道となったものでございます。
このことについて、１９日にはスポーツ団体と、市長部局、教育委員会の関係職員で検討会議が行われました。今後の方針として、笹倉公園については、２年程度は市が直営で管理していくことで決定しております。それ以外の施設等については、スポーツ施設と公園は密接に関連しており切り離して考えることは困難であることから、来年度からは大仙スポーツクラブで指定管理していくことにいたしまして、公園の草刈りなどは、部分委託という形でお願いしていくことに取り決めました。大仙スポーツクラブにも協力業者がおりますので、実績のある会社と連携しながら運営していく方向で検討をいただいておりま

すし、前任の太平ビル管理サービスさんとも連絡を取り合いながら、地元雇用者については、継続雇用の方向で考えております。
　このように、指定管理部分と市直営部分が密に連携を図りながら、市民の方々には御迷惑をかけない運営をしていくことで申し合わせをいたしましたので、どうかよろしくお願いいたします。

物部委員長
　次に、各課所、公民館から行事報告をしていただきます。

各課・所・館長
　（資料により教育委員会各部署から事業報告を行った。）

物部委員長
　以上、教育長並びに各課所長、各公民館から報告をしていただきました。
　委員の皆様方から、御質問等ございましたらお願いいたします。

三浦教育長
　中仙公民館長、古代エジプト秋田まつりの吉村作治さんは、誰が呼んだものですか。

中仙公民館長
　由利本荘市のプロモーターの方になります。

三浦教育長
　以前に、協和にも来てくださいましたね、何度も来てくださるということは大変ありがたいことですね。

物部委員長
　ほかにございませんか。
　それでは、４番の付議案件に入ります。議案第４１号大仙市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、総合図書館長からお願いします。

総合図書館長
　資料は、８ページになります。議案第４１号大仙市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、御説明申し上げます。９ページを御覧ください。本案は現在、大仙市立図書館と市立図書館以外との間に実施しております、図書館資料の相互の借受け貸出し業務につきまして、これまで本規則中にこれに関する規定がなかったことから、改めて市立図書館の事業として位置付けるため、本規則にこれに係る規定を設けるものであります。また、図書館資料のコピーサービスについて、現在申込者の実費負担で、著作権法の範囲内で行っておりますが、実費負担についての規定が本規則中になかったことから改めて申込者の実費負担について規定し、その明確化を図るものであります。このほか、こ

れらの改正に伴う条文整理等をするものでございます。委員の皆様には、具体内容を記載した新旧対照表を配付させていただいておりますので、３ページをお開きください。右側の第１０条でございますが、ここで他の図書館との借受け貸出しについて定めており、以下条項を繰り下げるものでございます。第１項では市立図書館は相互貸借を行うことについて規定し、第２項ではこれに伴い発生する送料について、原則利用者負担とすることを規定してございます。第３項では、相互貸借に関する送料については教育長が別に定めることとしております。送料が発生する場合ですが、年間１２冊までは図書館が負担し、１３冊目以降は利用者の実費負担としております。年間の範囲は、年度単位で４月から３月までを１年としており、貸出冊数及び貸出期間についても当館資料と同様、貸出冊数は７冊の範囲内としまして、貸出期間も２週間とするものであります。参考までございますが、他市の状況についてお知らせいたします。送料負担をお願いしている図書館は、湯沢市が送料の１/２を１冊目から、横手市は６冊目以降から実費負担をお願いしております。県立図書館と大館市は国会図書館及び北日本図書館以外からは片道負担をお願いしており、鹿角市は国会図書館と北日本図書館以外からの場合は全額負担をいただいているとのことであり、このほかの市については負担はなしということでありました。

次に、４ページをお開きください。右側の第１５条３項でございます。図書館資料のコピー代について、申込者の実費負担とする旨を新たに定めております。これにつきましては、市役所のコピー料金と歩調を合わせまして、白黒Ａ３版までは１０円としております。このほか、規則中の文言のうち、法規文として送り仮名に不適当なものがございましたので、この機会に整理させていただきました。以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長

このことについて、何か御質問はありませんか。なければ、議案第４１号大仙市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり改正することにいたします。

次に、議案第４２号大仙市総合民俗資料交流館管理運営規則の一部改正について、文化財保護課長、説明をお願いします。

文化財保護課参事

それでは、議案第４２号大仙市総合民俗資料交流館管理運営規則の一部改正について、御説明いたします。１１ページをお開きください。この中で第３条は、くらしの歴史館の利用時間を定めた条文でございます。これを「午前９時から午後４時３０分まで」を４月１日から１０月３１日までの期間にあっては午前９時から午後４時３０分まで、１１月１日から翌年３月３１日までの期間にあっては午前９時３０分から午後４時まで」に改める改正案でございます。この理由についてでありますが、この資料館はこの４月に開館したばかりの施設でございます。４月から１１月までの期間には、約６，０００人の入館者がございました。この間、午前９時から午後４時３０分までとして開館しておりましたが、これまでの入館者の現状を鑑みまして、今後の開館時間を夏場と冬場の２期に分け、時間を短縮しまして開館するものでございます。以上、よろしく御審議の上、御承認賜ります

ようお願い申し上げます。

物部委員長
　このことについて、委員の皆様から御質問等ございますか。

鈴木委員
　４月からこれまでの現状を鑑みてという説明でしたが、その短縮された時間帯には、入館者がいなかったと解釈してよろしいのでしょうか。

文化財保護課参事
　お答えします。朝始まりの９時から９時３０分までの入館者は、ほとんどございませんでした。また、秋から冬場にかけては、４時以降の来館はほとんどありません。

鈴木委員
　今年はデスティネーションキャンペーンの年であり、来年は本番であります。例えば種苗交換会の当番に当たったりだとか、いろいろな状況によって観光するお客様にもスケジュールや都合がありますし、お客様次第だと思うんです。差し支えなければ、広い範囲で明示して、現実的にお客様の来られる時間帯に合わせるような稼働をし、お客様の都合に仕事を合わせるようにすることはできないのですか。私も観光地に出向いて観光業の方と仕事をする機会が多いのですが、受入側の都合でチャンスを狭めるということは、もったいないなと考えるからなのです。ただし、人件費等の様々な問題があるのであれば仕方がないのですが。

物部委員長
　ただいまの鈴木委員のお話は、幅を広げて、柔軟な対応ができるようにするのがよろしいのではないかという御意見のようです。いかがですか。

文化財保護課参事
　お答えします。はじめに、施設に常駐している管理人の勤務時間につきましては、今回の改正によって変更するものではなく、これまでとほぼ同様の時間帯、条件で雇用いたします。また、これまでも、利用者の「４時半と言えば４時半まで必ず出なければならないのか」というような質問に対しても、利用者に配慮した対応をしてきましたので、これからも柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

物部委員長
　鈴木委員、よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

後藤委員
　この入館者については、地域的なものもあるのではないでしょうか。入館者の年代層はどの年代の方が最も多いのですか。お話を聞いておりますと、待ちの営業をしているので

はないかと感じます。もっとお客様に来ていただけるような時間帯を設けるとか、もっと若い方も来やすい時間帯にするとか、できるだけ多くの方からご利用いただけるような努力が必要なのではないですか。

文化財保護課参事
　二つ整理してお話させていただきます。入館者については、現在は大人と子供とで統計を取っており、１１月末までで入館者総数５，９６３人、そのうち大人が５，１０６人、子供が８５７人となっております。年齢的には、高齢者の方が一番多く、大人は５０歳以上が一番多いと捉えていただいてよろしいと思います。高齢者の方は、ここに来ると精神的にも大変落ち着くので良いと言われますので、医学的見地からも効果を上げているのではないかと考えているところでありまして、介護施設等からの入館者も大変多くなってきております。

後藤委員
　この施設には、昔の懐かしいものが数多くありますので、私を含めて高齢者にとっては心温まる訪れたい場所になっていることは理解できます。しかし、もっとリピーターを増やすにはどうしたらいいのかを考えることも必要です。若い方を集めるには、どうしたらいいのか、やはり時間帯だと思いますので、少し検討をお願いします。

鈴木委員
　私からも一つ付け加えさせてください。デスティネーションキャンペーンの後には、国民文化祭がありますね。ここ２年間が観光のピークを迎えると思われますので、ここに標準を合わせた発想をしていただければと思ったところでした。

佐々木委員
　この施設の入館料は、現在無料となっていますが、将来的にもこのまま無料で大丈夫なのですか。長い目で見て、採算は合うのでしょうか。

文化財保護課参事
　後藤委員、鈴木委員の御意見と御指導につきましては、今後工夫してまいりたいと思います。入館料についてですが、これは県立博物館も含めて県の同種施設に合わせたものでございます。県の施設でも最初は入館料をもらった施設もありましたが、それがネックになり利用されなかったということもありまして、リピーターを増やし、何度でも来やすい場所を提供することを目的に入館料は廃止しております。現在は、県内の同種施設については、無料で統一されております。
　委員の皆様の御意見等につきましては、今後時間をかけて検討してまいりたいと思います。

三浦教育長
　ＰＴＡ連合会の皆さんを連れて行くことも一つの方法ですね。小学生、中学生にも見学

させて研修の場にするとか、ＰＴＡとも良く連携して、より多くの方々から見ていただくようにしたいですね。検討してみてください。

富樫委員
　そうですね。せっかく学校を使っての施設ですし、空き教室もまだあると思います。仙北市で平福美術館を利用して展示しているように、子供たちの絵や書道などを展示してみてはどうでしょうか。子供の作品が展示されたとなれば、両親はもちろん、家族、両方の祖父母は必ず見に行きますし、たくさんの方々が訪れることになります。そういうことに利用することで、リピーターもどんどん増えていくのではないでしようか。学校とも連携しながら御検討いただければ、大変ありがたいと思います。

物部委員長
　４月にオープンして、民俗資料館という分野で６，０００人の入館者というのは、大変頑張った数字ではないかと、私は感じます。今後ますます検討されて利活用に努められ、大仙市の歴史の資料館として大事に運営していただきたいと思います。どうか一つよろしくお願いいたします。
　その他、御意見はございませんか。
　それでは、議案第４２号大仙市総合民俗資料交流館管理運営規則の一部改正について、原案のとおり改正することといたします。
　次に、次第の５番、その他に入ります。教育総務課長、どうぞ。

教育総務課長
　次回の定例教育委員会の日程について、提案いたします。
　１月２８日の月曜日、午後２時から図書館視聴覚室で行います。よろしくお願いします。

物部委員長
　皆様、よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

教育総務課長
　平成２４年度の教育委員研修について、御提案させていただきます。案として、国際教養大学の視察研修を予定しております。国際教養大学には、市からの派遣職員もおりますし、現在、市と交流を深めている大学でもあることから企画させていただきました。日程につきましては、２月８日の金曜日ということで、現在大学側と折衝中でございます。詳しいことが決まりましたら、後日通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

物部委員長
　委員の皆様方、よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。

後藤委員

前回の定例委員会でもお願いした件でありますが、昭代橋から降りてきた所の大花町踏切付近の道路が、大変暗くて危険です。足元がほとんど見えませんので、どうか早急に街灯等の手配をお願いします。

物部委員長

ただ今の後藤委員の御意見については、早急に調査をして検討してください。

平成２４年度も、あっと言う間にこの時期となってしまいました。この１年間、教育委員会の各課所、公民館の皆様方には大変頑張っていただき、それぞれの部署において大きな成果を上げていただきました。心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。新しい年、まずは健康でお仕事を一生懸命頑張っていただき、大仙市の教育をますます発展させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは皆様、どうか良いお年をお迎えください。本日は、これで閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間　午後５時１５分

上記のとおり、相違ないことを承認します。

平成　　年　　月　　日

一番委員

二番委員

三番委員

四番委員

五番委員

六番委員

記録者